



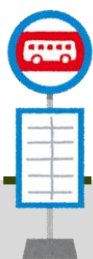
衣料展示販売会



が開催されます

この事業は「音別地区高齢者の生活支援体制整備を考える会」で検討・実施しています。

今年度もきりんやさん・音別町商工会さん・おんべつ学園さんご協力のもと開催されます！



無料送迎バス
あります！！

日時：5月29日(木) 10時30分～14時

会場：おんべつ学園

(音別町川東1丁目200-1)

無料送迎バスは、事前予約制です。
乗車を希望される方は下記まで
ご連絡ください。

バス申込み〆切:5月26日(月)

昨年と、会場が
異なりますので
ご注意ください

【問合せ・申込み】

釧路市音別地域包括支援センター

☎ 9-5252

担当:田中・若生



仕事と介護の両立支援制度 をご存じですか

要介護状態※¹にある対象家族※²の介護と仕事を両立できるよう、介護休業などの両立支援制度があります。

一人で抱え込まずに、介護保険サービスや両立支援制度を活用し、仕事と介護を両立しましょう。

介護休業

対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。有期契約労働者(パート、アルバイト、派遣など)も一定の要件を満たせば取得できます。

休業期間は、自分が介護を行うだけでなく、仕事が継続できる体制づくりも行えます。

短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な措置を講じなければいけません。会社によって利用できる制度が異なります。

- ・短時間勤務制度
- ・フレックスタイム制度
- ・時差出勤の制度
- ・介護費用の助成措置

時間外労働の制限

介護が終了するまで、1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。



介護に困ったら…
**ケアマネジャーや
包括支援センター**
に相談しましょう

介護休暇

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続き、ケアマネジャーとの打ち合わせを行うために、年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで、1日または時間単位で休暇を取得できます。

所定外労働の制限

介護が終了するまで、会社で定めた所定労働時間を超える労働を制限することができます。

深夜業の制限

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます。

※¹ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。介護保険制度の要介護区分が要介護2以上である場合。または要介護認定を受けていなくても基準に該当する場合。

※² 配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫。

介護休業制度について詳しく知りたいときには
「介護休業制度 特設サイト」で検索

介護休業制度などに関する問い合わせは
北海道労働局雇用環境・均等部 ☎011-709-2715

参考) 厚生労働省 リーフレット「そのときのために知っておこう。介護休業制度」